

千葉県特定非営利活動促進法認証等に係る審査基準等の 一部改正の概要について

1 趣旨

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正（令和3年6月8日公布）により、規則の様式の押印の見直しを行ったことに伴い、これに関する審査基準の規定の整理を行うものです。

また、特定非営利活動促進法の一部改正（令和2年12月9日公布）により、NPO法人の認証申請における縦覧期間が短縮されたことに伴い、これに関する標準処理期間の見直しを行うものです。

2 特定非営利活動促進法（以下「法」という）及び特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「施行規則」という）の改正に伴う改正事項

（1）設立認証申請書の押印廃止（施行規則第2条第1項）

押印の見直しを行ったことにより、設立認証申請書の押印を廃止することから、文言を修正しています。

（2）縦覧期間の短縮（法第10条第2項）

設立、定款変更及び合併の認証申請における縦覧期間が1月間から2週間に短縮されたことにより、申請から認証又は不認証の決定までの期間が短縮されることから、文言を修正しています。

3 適用日

令和3年6月9日から適用